

注). 申請・受取りには、本人(申請者及び代理人)確認ができる運転免許証等が必要です。

令和5年度 危険ブロック塀等の撤去費用に対する補助制度・申請の流れ

	岩国市 (建築住宅課)	申請者	工事業者
事前確認	対象道路調査 ↓ 約10日 対象道路回答	①『塀の点検表』による状況確認 <input type="checkbox"/> 現地地図 ② 道路の事前確認相談書 対象道路の確認後に、補助申請を行います。	
補助申請	審査 ↓ 約2週間 交付決定通知書	『解説』にて、補助に該当する事とその範囲を確認して下さい。 ③ 申請書類の準備 <input type="checkbox"/> 見積依頼 <input type="checkbox"/> 『塀の点検表』の記入 <input type="checkbox"/> 位置図作成 <input type="checkbox"/> 図面作成 (図面の描き方参照) <input type="checkbox"/> 現況写真撮影 (写真の撮り方参照) <input type="checkbox"/> 同意書の準備 (必要な場合) <input type="checkbox"/> 相手方登録申請書 <input type="checkbox"/> 預金通帳のコピー <input type="checkbox"/> 所有者確認書類の準備(下記のいずれか) 登記事項証明書 (法務局) 固定資産税課税証明書 (課税課) <input type="checkbox"/> 完納証明書の準備 (収税課) <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 (様式第1-5号) <input type="checkbox"/> 実施計画書 (様式第2-5号) ④ 補助金交付申請書・計画書の提出 注記). 決定通知書の発行以後でなければ、契約・工事着手は出来ません。 (事前着手が行われた場合は補助金の交付はできません。)	
工事の着手完了	審査 ↓ 約2週間 確定通知書	⑤ 工事業者の決定 ⑥ 工事完了確認 ⑦ 工事費の支払い ⑧ 申請書類の準備 <input type="checkbox"/> 領収書のコピー <input type="checkbox"/> 工事・完了写真 <input type="checkbox"/> 事業完了報告書 (様式第7-3号) ⑨ 完了報告書の提出	撤去工事契約 ↓ 撤去工事着手 <input type="checkbox"/> 工事写真の撮影 ↓ 撤去工事完了 <input type="checkbox"/> 完了写真の撮影
補助金請求	審査 ↓ 約2週間 補助金の振込み (相手方登録口座)	⑩ 補助金交付請求書 (様式第9号) ⑪ 補助金交付請求書の提出 押印は申請時から全ての印鑑が必要です。	